地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査(工事監査)を実施したので、 同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成26年1月8日

徳島市監査委員久米川 文 男同工 藤 誠 介同岡 南 均同吉 本 八 惠

工事監查結果報告書

第1 監査の対象

1 監査の対象工事

監査の対象工事は、平成25年9月1日現在で施工中の契約金額が1,000万円以上の工事で、工事現場の実地調査時において施工中の工事の中から次の工事を選定した。

工 事 名 川内町民会館大規模改修工事

工事所管 教育委員会 社会教育課 市民環境部 市民協働課

契約金額 80,325,000円

工 期 平成25年7月20日から平成26年3月20日まで

実地調査時点の計画進捗率 約19%

2 監査対象工事の概要

(1) 事業目的

川内公民館(社会教育課所管)と川内支所(市民協働課所管)が併設する川内町民会館は、昭和53年に竣工して以来、施設改修を年次的に行いながら公共施設としての安全性の確保に努めてきたが、当館は旧耐震基準で建築された建物であり、耐震補強が必要であると診断された。

当館は川内地区における住民の社会教育活動の拠点や住民と本 庁各課との連絡調整窓口であるだけでなく、災害時は災害対策連 絡所となることから、早急に耐震対策を講じるとともに、バリア フリー対応に伴うエレベーター及び多目的トイレ、自動ドアの新 設等、高齢者を含め全ての住民が、より利用しやすい施設とする ため、今年度、耐震補強にあわせて改修工事を行うこととした。

この事業の実施により、安全・安心で使いやすい公共施設として、多様な新しいサービス等の展開や、よりニーズにあった施設 利用等が可能になり、当館の利用促進につながるものである。

- (2) 工事場所 徳島市川内町沖島 2 6 0 番地
- (3) 工事内容 ア 耐震補強(増設耐震壁、増設壁、開口閉塞、スリット等)

イ 公民館部分

バリアフリー化に伴うエレベーター及び多目的トイレの新設、公民館入口(南側)の自動ドア化、利用ニーズにあった1階部分の大幅なレイアウト変更、その他老朽化した設備の改修等

ウ 支所部分

支所入口のバリアフリーと扉の自動ドア化・老朽化した設備の改修等

エ その他

老朽化に伴う屋上及び外壁の防水改修等

第2 監査の実施期間

平成25年11月26日から同年12月26日まで

第3 監査の方法

監査対象工事について、その計画、設計、積算、施工状況、施工管理等が、適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、契約関係書類及び設計図書等の提出を求め調査するとともに、工事現場の施工状況調査を行った。

なお、工事技術に関する専門的知識を補完するため、公益社団法人大阪技術振興協会に関係書類調査及び現場施工状況調査を委託し、監査の参考とした。

第4 監査の結果

監査の結果、工事はおおむね適正に執行されていた。

なお、一部改善等を要する事項については、口頭により指導を行った。